

# 子どもの権利ノート

～知ってほしいあなたの権利～

(第3巻)



長野県 PR キャラクター「アルクマ」  
©長野県アルクマ

氏名



はじめに

## 権利ってなんだろう？

○生まれながらにして当たり前持っているものです。例えば、自分の意見を自由に言ったり、自分の好きな勉強をしたり、遊んだりすることです。子どもも大人もみんな平等に権利をもっています。

## 子どもの権利ってなんだろう？

○子どもの権利条約では、大きく分けて4つの権利について、大切にしよう定められています。

### ①生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利をもっています。

### ②育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり、遊んだりすること、様々な情報を得て、自分の考えや信じることを守ることも、自分らしく成長するためにも重要です。

### ③守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。紛争下の子ども、障がいを持つ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。

### ④参加する権利

子どもたちは、自分に関係のあることについて自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、好きな活動に参加したりすることができます。(ただ、このときには、家族や地域の一員として、ルールを守って行動することが大切です。)

## 権利を知るうえで大事なこと

- ① 子どもも大人もひとりひとりが権利をもっています。自分の権利と同じように、まわりの人たちの権利も大切にしたいものです。自分の意見を押し通すのではなく、お互いの権利を尊重し合うことが大切です。
- ② 権利は常に守られていなければなりません。それは、家庭で生活していても、施設で生活していても、里親さんのお家で生活していても、世界中どこにいても守られるべきものです。

## 権利ノートとは？

この子どもの権利ノートでは、子どもに関する様々な権利を、ふだんの生活に置き換えてまとめてみました。日々の生活の中で自分やまわりの人の権利が守られているか、常に考えてみるのが大切です。権利ノートの内容とふだんの生活で違いを感じることや、「おかしいな」と感じるがあれば、まわりの大人に相談してもらえると嬉しいです。

そして、大人もこのノートを読んで、子どもの権利が守られているか、常に考えていく必要があります。

今、これを読んでいるあなたは、世界に一人しかいない、とても尊い、大切な存在です。あなたが、子どもの権利について正しく学び、権利が保障され、自分らしく生活ができることを願っています。



もくじ



**絶対知っておいてほしいこと**

差別の禁止	(第2条)	・・・	4P
子どもにとって最もよいことを(児童の最善の利益)	(第3条)	・・・	4P
生きる権利・育つ権利	(第6条)	・・・	5P
親と引き離されない権利	(第9条)	・・・	5P
意見を表す権利	(第12条)	・・・	6P
表現の自由	(第13条)	・・・	6P
プライバシー・名誉の保護	(第16条)	・・・	6P
子どもの養育はまず親に責任	(第18条)	・・・	7P
あらゆる暴力(虐待・放任)からの保護	(第19条)	・・・	7P
休み、遊ぶ権利	(第31条)	・・・	8P
経済的搾取・有害な労働からの保護	(第32条)	・・・	9P
性的搾取からの保護	(第34条)	・・・	9P
あらゆる搾取からの保護	(第36条)	・・・	9P

**知っておいてほしいこと**

思想・良心・宗教の自由	(第14条)	・・・	10P
適切な情報の入手	(第17条)	・・・	10P
家庭を奪われた子どもの保護	(第20条)	・・・	11P
障がいのある子ども	(第23条)	・・・	12P
健康・医療への権利	(第24条)	・・・	12P
教育を受ける権利	(第28条)	・・・	13P
教育の目的	(第29条)	・・・	13P

**できれば知っておいてほしいこと**

名前・国籍をもつ権利	(第7条)	・・・	14P
名前・国籍・家族関係を守る	(第8条)	・・・	14P
結社・集会の自由	(第15条)	・・・	15P
養子縁組	(第21条)	・・・	15P
社会保障を受ける権利	(第26条)	・・・	16P
生活水準の確保	(第27条)	・・・	16P
麻薬・覚せい剤などからの保護	(第33条)	・・・	17P
誘拐・売買からの保護	(第35条)	・・・	17P
子どもに関する司法	(第40条)	・・・	17P

**困ったことや悩みを相談するところ** ・・・ 18P

**説明チェックリスト** ・・・ 21P

**児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)** ・・・ 22P

## 絶対知っておいてほしいこと

### ○差別の禁止（第2条）

すべての子どもは、みんな平等に権利を持っています。子どもは、国の違いや、男か女か、どのような言葉を使うか、皮膚の色、どのような宗教を信じているか、どのような意見を持っているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・大人や友だちから「男の子だから我慢しなさい」、「女の子だからおとなしくしなさい」と言われた。
- ・あなたの信じているものや考え方を理由もなく否定された。
- ・心やからだ健康ではないから、やりたいことをやらせてもらえなかった。
- ・親がお金持ちではないからバカにされた。 これらはすべて禁止です。

考えてみよう

### ○子どもにとって最もよいことを（児童の最善の利益）（第3条）

子どもに関係のあることを行うときには、子どもに最もよいことは何かを第一に考えなければなりません。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・生活のルールなどを考えるときには、大人の都合で考えません。
- ・あなたが将来幸せになれるように、あなたに一番よいことを考えます。
- ・大人が、あなたにとって一番よいことだと言っても、あなたが「いやだな」と思ったら、大人が理由を説明します。

考えてみよう



### ○生きる権利・育つ権利（第6条）

すべての子どもは、生きる権利をもっています。国はその権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・子どもはみんな健康に生活する権利があります。大人は子どもの健康のために努力します。例えば、あなたが病気になったときには、病院に連れて行ってもらうことができます。
- ・大人の都合や宗教、伝統的儀式などで健康を害されることはありません。
- ・あなたの成長のために学校に行くことができます。また、あなたの成長のために知らないことは教えてもらえます。

考えてみよう

### ○親と引き離されない権利（第9条）

子どもは親と一緒に暮らす権利を持っています。ただし、子どもにとってそれが良くない場合は離れて生活することがあります。離れて生活する間も子どもの安全や安心を確認した上で、面会や外出・外泊ができる場合があります。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・まわりの人の手助けを受けながら親と一緒に暮らします。
- ・理由があつて親と一緒に暮らせない間も面会・外泊・帰省ができる場合もあります。
- ・親と過ごすときにあなたの安全が守られるか児童相談所などが確認します。



考えてみよう

### ○意見を表す権利（第12条）

子どもは自分にかかわるすべてについて自由に意見を言うことができます。たとえば、今の生活のこと、楽しいこと、不安なこと、友だちのこと、将来のこと、家族のことなどです。自分で言うことが難しいときは周りの大人がかわりに言うこともできます。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・今の生活の中での楽しいことや不安なこと、自分の希望などなんでも意見や考えを言うことができます。
- ・自分はどのようにしてここで生活しているのか、将来どうなるのか、自分の希望は聞いてもらえるのか疑問に思ったら大人に聞くことができます。
- ・自分で言うことが難しいときは大人がその気持ちを聞いて、大人が子どもに代わって言うことができます。

### ○表現の自由（第13条）

子どもはいろいろな情報や様々な考え方を知り、自分の好きな方法で伝え、表現することができます。それは言葉で伝えたり、パソコンで文章を作ったり、絵に描いて伝えたり、自分が伝えやすい方法を自由に選ぶことができます。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・知りたいことがあれば調べることができます。本やパソコンなど調べる方法も選ぶことができます。
- ・自分の気持ちは自分の伝えやすい方法で表現することができます。言葉で言いづらいときはパソコンで文章を作ったり、絵に描いて伝えるなど、別の方法で伝えることができます。

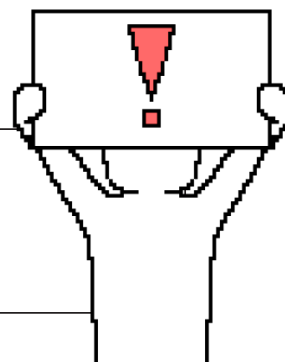
### ○プライバシー・名誉の保護（第16条）

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・お父さんとお母さんが離婚していることを、まわりの人に知られないように守られます。
- ・背が低いことや太っていることをからかわれたりしません。

考えてみよう





### ○子どもの養育はまず親に責任（第18条）

子どもを育てる責任は、まずその父母（保護者）にあります。国はその手助けをします。

### ○あらゆる暴力（虐待・放任）からの保護（第19条）

どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・からだの調子が悪いときには、お父さん・お母さん、子どもの世話をしてくれる大人が病院に連れて行ってくれます。
- ・もし、悪いことをしてしまったとしても、お父さん・お母さん、子どもの世話をしてくれる大人から暴力をふるわれることはありません。
- ・お父さん・お母さんや子どもの世話をしてくれる大人から、暴力をふるわれたり、差別されたりすることがあれば、児童相談所や学校と一緒に話をしたりして、子どもたちを守ります。

考えてみよう



## ○休み、遊ぶ権利（第 31 条）

子どもは、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利があります。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・からだの具合が悪いときは、学校を休むことができます。
- ・放課後、友だちと一緒に遊ぶことができます。
- ・自分の興味のある活動（スポーツ、音楽など）があれば、習いに行くことを理由なく制限されることはありません。

考えてみよう



### ○経済的搾取・有害な労働からの保護（第 32 条）

子どもは、無理やり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利があります。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・経済的な理由から、学校へ行かず無理に働かされることはありません。
- ・夜遅くまで働いて睡眠時間が十分にとれなかったり、病気になるくらいの重労働やストレスのかかる仕事をさせられることはありません。

### ○性的搾取からの保護（第 34 条）

国は、子どもが性的に働かされたり、心やからだを傷つけられたりすることがないように守らなければなりません。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・性的な関わりや仕事をしよう求められた場合、親や先生など大人に相談することができます。
- ・「性的な写真や動画を送るように」と言われたとき、大人に守ってもらえます。
- ・SNS で出会った人から「簡単にお金もうけができるよ」「すぐに終わるから」と誘われたとき、大人に守ってもらえます。大人に相談してください。

### ○あらゆる搾取からの保護（第 36 条）

国は、どんなかたちでも、搾取（幸せを奪って、だれかが得するために利用すること）から子どもを守ります。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・大人から留守番や家事、育児・介護などを頼まれて、学校に行けなかったり、自由な時間を過ごせなかったりすることはありません。

考えてみよう





## 知っておいてほしいこと

### ○思想・良心・宗教の自由（第14条）

私たちは、大人も子どもも自分の考えを自由にもってよいのです。その考えが人と違っていてもよいし、同じでもよいです。また、何を信じててもよいです。大人は、子どもの力に合わせて、よいことや悪いことが区別できるよういろいろな助言・提案をしてくれます。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・将来どのような生活がしたいのか自由に考えることができます。
- ・自分が信じたい宗教を選ぶことができます。
- ・何が正しいかわからないとき、大人は助言をしてくれるので、その助言を参考にして考えることができます。

考えてみよう

### ○適切な情報の入手（第17条）

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手にいれる権利をもっています。国は、本・新聞・テレビ・インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供し、子どもにとってよくない情報から子どもを守らなければなりません。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・調べ学習に必要なことをインターネットで調べることができます。
- ・友だちを傷つけるようなインターネットのサイトを見なくてすむように、フィルタリングサービスを使うことができます。

考えてみよう

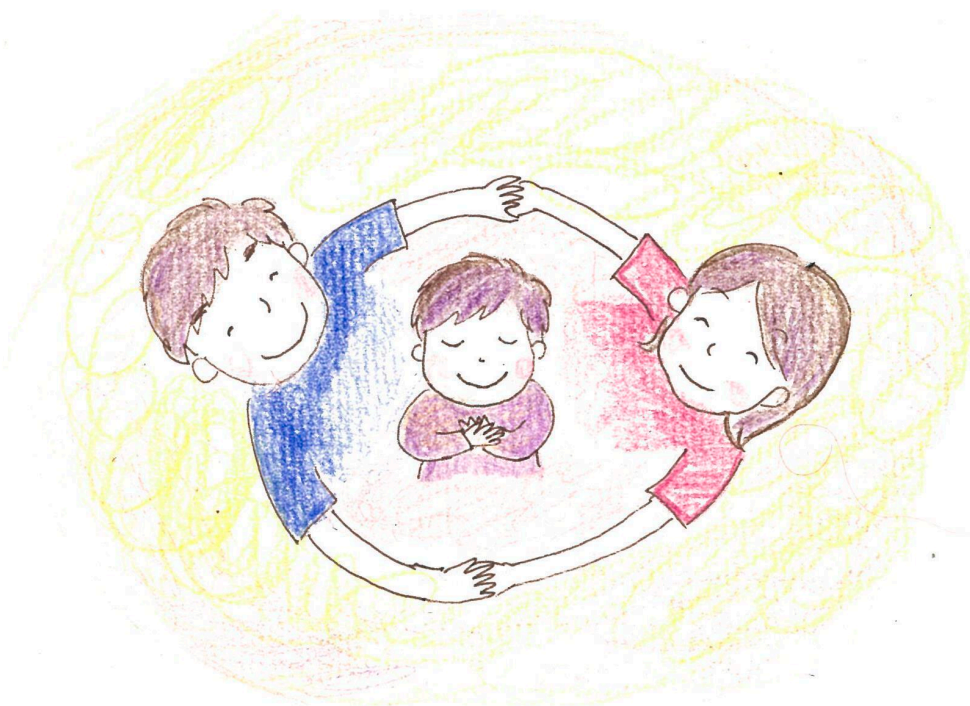
### ○家庭を奪われた子どもの保護（第20条）

家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいたることができなくなった子どもは、代替りの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらえます。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・家で生活することができなくても、施設や里親宅等、代わりに生活できる場所を探してもらえます。

考えてみよう





### ○障がいのある子ども（第23条）

心やからだに障がいのある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、その子どもに必要な教育やトレーニング、自分らしく暮らすための手助けや仕事に就くための準備、サービスなどを受けることができます。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・歩くことが難しく車いすを利用していても、車いすのままお店で買い物ができます。
- ・学校で学びやすいように分かりやすい教材に変えてもらえます。

考えてみよう

### ○健康・医療への権利（第24条）

子どもは、心とからだ元気健康でいられるように、守られて育つ権利があります。必要な医療や保健サービスを受けることができます。大人はそのための環境を整えます。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・不安なことがあって夜眠れない日々が続いていたら、信頼できる大人に相談をしたり、病院に行くことができます。
- ・からだの具合が悪かったら、病院を受診して検査をしてもらえます。

考えてみよう

### ○教育を受ける権利（第28条）

子どもには教育を受ける権利があります。国はすべての子どもが小学校や中学校に行か  
れるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャ  
ンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、人はだれでも人間として大切にされ  
るという考え方からはずれるものであってはなりません。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・学校が遠くても、お金がなくても、学校に通って勉強できる方法を考えてもらえます。
- ・学校の先生たちは、子どもたちの人権を大切にします。

考えてみよう

### ○教育の目的（第29条）

教育は子どもが自分のもっているよいところをどんどのぼしていくためのものです。  
教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みん  
なとなかよくすることなどを学べるようにしなければなりません。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・自分の得意な科目や活動に取り組み、学校でも学ぶ機会が与えられます。
- ・人間それぞれが違う考えや意見をもっていることを知り、それぞれが尊重されることを学  
びます。
- ・私たちが生きていくために、地球の自然を大切にすることを学びます。

考えてみよう



できれば知っておいてほしいこと

○名前・国籍をもつ権利（第7条）

○名前・国籍・家族関係を守る（第8条）

子どもは、生まれたら登録（出生届など）されなければなりません。子どもは名前や国籍を持ち、親を知り、親に育ててもらふ権利があります。

国は子どもが名前や国籍、家族関係がむやみに奪われることがないように守ります。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・子どもは誰でも名前や国籍があります。これを奪われることはありません。
- ・親と離れて暮らすことがあっても、親がどうしているのか、できるだけ知ることができます。

考えてみよう





### ○結社・集会の自由（第15条）

子どもはみんなで集まったり、グループを作って何かしたり、いろいろな意見を言い合っ  
てよい権利があります。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・似ている考え方をしている子ども、違う考え方をしている子ども、いろいろな意見を持っ  
ている子どもどうしが集まって、意見を言い合うことができます。
- ・グループを作って好きなことをすることができます。



考えてみよう

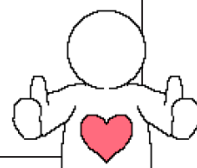
### ○養子縁組（第21条）

いろいろな理由で、生んでくれた親が子どもを育てられないことがあります。そういうと  
きに、新しい親が子どもを育てたり、お金・財産を管理したりできる制度があります。子ど  
もの家庭環境を保障し、安定した家族関係を築けるようにするために、その子どもにとって、  
最もよいことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機  
関だけが認めるものです。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・養子縁組が認められた場合、今育ててくれている親と親子関係を結ぶことができます。

考えてみよう



### ○社会保障を受ける権利（第 26 条）

子どもは、健康に安心して生きていけるように、みんなに支えられます。生活していくのに十分なお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。

### ○生活水準の確保（第 27 条）

子どもは、心やかならだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どもの暮らしが守られないときは、国も協力して、子どもらしい生活を保障します。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・病気やけがをしたとき、病院で診てもらうことができます。
- ・生活をしていくのに十分なお金がないときには、国から足りない分を受け取れる制度があります。

考えてみよう



### ○麻薬・覚せい剤などからの保護（第33条）

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などをつかうことから守ります。また、生産や売り買いに子どもを使ったりすることがないように法律をつくり、教育もします。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・麻薬や覚せい剤を「飲むと楽しくなる薬だよ」「簡単にダイエットができるよ」と言われたことがある。
- ・知り合いから「少しだけ預かって」とお願いされたことがある。  
このようなときには大人が守ります。大人に相談してください。
- ・学校で薬物の危険性を知るための教育を受けることができます。

### ○誘拐・売買からの保護（第35条）

国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・知らない人から「家族が事故にあったから一緒に病院へ行こう」と、突然話しかけられたことがある。
- ・知らない人から「たくさん、お金を稼げるよ」と言われたことがある。  
このようなときには大人が守ります。大人に相談してください。

### ○子どもに関する司法（第40条）

罪を犯したとされた子どもは、人権の大切さを学び、社会に戻ったときに自分の役割を果たせるようになることを考えて扱われる権利もっています。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・罪を犯したとき、弁護士と相談しながら公平な裁判を受けることができます。
- ・罪を犯した子どもは、いろいろ教えてもらったり、仕事ができるように勉強したりして、いつもの生活に戻ったときに、みんなと一緒に社会を作っていきたいと思えるような支援を受けられます。

考えてみよう



A large empty rectangular box for writing, with a small illustration of a child jumping over a wall and a pill on the right side.

困ったことや悩みを相談するところ【身近な相談できそうな大人】

あなたにとって身近な相談しやすい大人は

\*もし、あなたが施設等で生活しているようであれば、施設等には苦情受付担当者・苦情解決責任者・第三者委員という人もいます。

名前を知りたい場合は、施設の職員か児童相談所の担当者に聞いてください。

大切なことを相談するところ【児童相談所】

あなたのことを担当する児童相談所は

児童相談所 です

あなたの児童相談所の担当者

年 月～ 年 月		
年 月～ 年 月		
年 月～ 年 月		
年 月～ 年 月		

児童相談所の連絡先

名前	電話番号	住所
中央児童相談所	026 238-8010	〒380-0872 長野市大字南長野妻科282-7
松本児童相談所	0263 91-3370	〒390-1401 松本市波田9986
飯田児童相談所	0265 25-8300	〒395-0157 飯田市大瀬木1107-54
諏訪児童相談所	0266 52-0056	〒392-0131 諏訪市大字湖南3248-3
佐久児童相談所	0267 67-3437	〒385-0022 佐久市岩村田3152-1

困ったことや悩みを相談するところ【電話やメールで相談できる窓口】

児童虐待・DV 24時間ホットライン（虐待の相談）	
電話	026-219-2413
相談時間	24時間 365日

子ども支援センター	
電話	0800-800-8035（子どもの専用ダイヤル）
メール	kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp
相談時間	月曜～土曜 午前10時～午後6時
友だちのこと・家族のこと・いじめのことなどの相談	

学校生活相談センター（24時間子どもSOSダイヤル）	
電話	0120-0-78310（フリーダイヤル）
メール	gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp
相談時間	24時間
学校生活の悩みについての相談	

チャイルドライン（18歳までの子どものための相談先）	
電話	0120-99-7777（フリーダイヤル）
相談時間	毎日 午後4時～午後9時 （12月29日～1月3日は休み）
「ヒミツは守るよ」「名前は言わなくてもいい」「どんなことも一緒に考える」「切りたいときには電話を切ってもいい」という約束を守って、あなたの話を聞いてくれます。	

警察本部 警察安全相談（生活の安全に関する相談）	
電話	#9110 または 026-233-9110
相談時間	24時間 365日

少年サポートセンター・ヤングテレホンコーナー（長野県警察）	
電話	026-232-4970
相談時間	24時間 365日

\*LINEで相談できる窓口もあります。長野県公式ホームページを検索してみてください。



児童の権利に関する条約 説明チェックリスト（説明した後☑とカッコ内に日付を記入）

条	内容	太枠内に説明を行う年度（例：令和〇年度）を記入					
第2条	差別の禁止	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）
第3条	子どもにもっともよいことを	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）
第6条	生きる権利・育つ権利	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）
第9条	親と引き離されない権利	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）
第12条	意見を表す権利	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）
第13条	表現の自由	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）
第16条	プライバシー・名誉の保護	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）
第18条	子どもの養育はまず親に責任	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）
第19条	あらゆる暴力からの保護	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）
第31条	休み、遊ぶ権利	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）
第32条	経済的搾取、有害な労働からの保護	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）
第34条	性的搾取からの保護	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）
第36条	あらゆる搾取からの保護	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）
第14条	思想・良心・宗教の自由	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）
第17条	適切な情報の入手	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）
第20条	家庭を奪われた子どもの保護	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）
第23条	障がいのある子ども	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）
第24条	健康・医療への権利	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）
第28条	教育を受ける権利	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）
第29条	教育の目的	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）
第7条	名前・国籍をもつ権利	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）
第8条	名前・国籍・家族関係が守られる権利	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）
第15条	結社・集会の自由	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）
第21条	養子縁組	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）
第26条	社会保障を受ける権利	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）
第27条	生活水準の確保	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）
第33条	麻薬・覚せい剤などからの保護	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）
第35条	誘拐・売買からの保護	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）
第40条	子どもに関する司法	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）
その他	各種相談先と連絡方法の確認	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）	□（ ）

## 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

### 締結と目的

1989年（平成元年）の国際連合の総会で「児童の権利に関する条約」が採択されました。

この条約は、18歳未満のすべての児童を対象とするもので、児童の、人としての権利や自由を尊重し、児童に対する保護と援助を促進することを目指しています。

日本は、1994年（平成6年）にこの条約を批准しました。

この条約は次の4つの子どもの権利を守ることを定めています。

どのような条約なのか、見てみましょう。

日本ユニセフ協会ホームページより、以下引用。

<https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/>

<b>1 生きる権利</b>  住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること	<b>2 育つ権利</b>  勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること
<b>3 守られる権利</b>  紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること	<b>4 参加する権利</b>  自由に意見を表したり、団体を作ったりできること





## 第1条 子どもの定義

18歳になっていない人を子どもとします。

## 第2条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがひ、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

## 第3条 子どもにもっともよいことを

子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

## 第4条 国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。

## 第5条 親の指導を尊重

親(保護者)は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。

## 第6条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

## 第7条 名前・国籍をもつ権利

子どもは、生まれたらすぐに登録(出生届など)されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。

## 第8条 名前・国籍・家族関係が守られる権利

国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。

## 第9条 親と引き離されない権利

子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。

## 第10条 別々の国にいる親と会える権利

国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。

## 第11条 よその国に連れさられない権利

国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。

## 第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

## 第13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

## 第14条 思想・良心・宗教の自由

子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。

## 第15条 結社・集会の自由

子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。

## 第16条 プライバシー・名誉の保護

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

## 第17条 適切な情報の入手

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

## 第18条 子どもの養育はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその両親(保護者)にあります。国はその手助けをします。

## 第19条 あらゆる暴力からの保護

どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

## 第20条 家庭を奪われた子どもの保護

家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいたることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらふなど、国から守ってもらふことができます。

## 第21条 養子縁組

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親(保護者)のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。

## 第22条 難民の子ども

自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。

### 第23条 障がいのある子ども

心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。

### 第24条 健康・医療への権利

子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。

### 第25条 施設に入っている子ども

施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。

### 第26条 社会保障を受ける権利

子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。

### 第27条 生活水準の確保

子どもは、心やからだがかすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。

### 第28条 教育を受ける権利

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

### 第29条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。

### 第30条 少数民族・先住民の子ども

少数民族の子どもや、もともとからその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。

### 第31条 休み、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。

### 第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。

### 第33条 麻薬・覚せい剤などからの保護

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。

### 第34条 性的搾取からの保護

国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。

### 第35条 誘拐・売買からの保護

国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

### 第36条 あらゆる搾取からの保護

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

### 第37条 拷問・死刑の禁止

どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、尊厳が守られ年れいにあつた扱いを受ける権利をもっています。

### 第38条 戦争からの保護

国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

### 第39条 被害にあつた子どもの回復と社会復帰

虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあつた子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。

### 第40条 子どもに関する司法

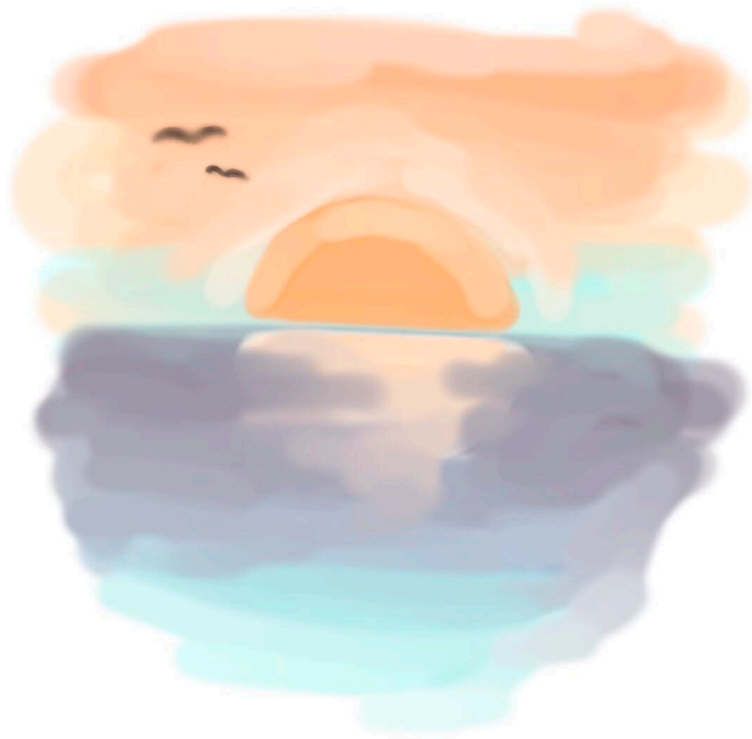
罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどつたとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。

### 第41条～第54条 省略

（出典：日本ユニセフ協会抄訳）

挿絵について

この子どもの権利ノートに使われている挿絵は、社会的養育に関わる、子どもや大人に提供していただきました。



長野県 PR キャラクター「アルクマ」  
©長野県アルクマ

長野県  
令和5年12月 改定